

創業・起業地域活性化事業費補助金

実施者：川北町

【協力】川北町商工会

■取組内容

川北町において創業しようとする中小企業者への支援及び、町外から移住し起業しようとする中小企業者の誘致を目的として、その店舗・工場等の取得、修繕、改修にかかる費用の一部を補助します。

○補助金を受けられる方

新たに町内に事業所等を取得、修繕、改修等をする個人及び法人の方
※地域コミュニティ行事に積極的に参加し、移住町税の滞納がない方に限る

○補助金の内容

支給対象経費の1/2

町内での起業の場合：限度額25万円

町外からの町内に定住し起業した場合：限度額50万円

○対象経費

事業所等の取得、修繕、改修等、機械器具（自動車等車両は除く）に係る経費

★ポイント・工夫

初期投資費用を支援することで、「あと一步」で実現できそうな創業者の後押しになり、安定した運営につなげることができます。

★課題

継続的なフォローアップを行うことが出来る体制づくりが必要です。

★成果、今後の展開

平成27年から創業・起業地域活性化事業費補助金を開始し、平成29年度1件、平成30年度2件、令和2年度3件、その他多くの方々に活用していただいております。

（利用者の声）

・補助金申請時において、商工会から事業計画に対してアドバイスをいただけたため、とても助かりました。

■取組の背景・地域の特徴

川北町は加賀平野のほぼ中央部に位置し、霊峰白山を源とする手取川とその豊富な水資源の恩恵を受けた水田が東西に拓かれている細長い町です。

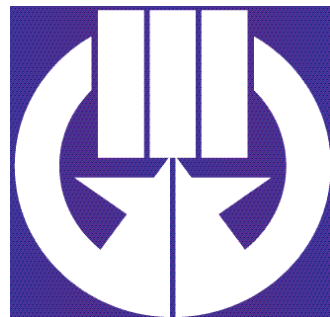
町制施行後、現在に至るこの間、平成の大合併と騒がれた時期にも単独町制を堅持し、公共施設の整備をはじめ、きめ細やかな福祉施策、教育の充実を進めるほか、企業誘致にも積極的に取り組み、「農・商・工」のバランスのとれた町へと発展して参りました。

今後もより長く健全な地域経済を維持していくため、本制度を創設しました。



支援担当者からのメッセージ

川北町では創業・起業事業費の補助だけでなく販路拡大事業費の補助も行っております。地域経済の活性化のためには、より多くの企業が必要と考えておりますので、お気軽にご相談下さい。



川北町 産業経済課
川北町商工会

【実施主体概要】

川北町

担当課：産業経済課

住所：石川県能美郡川北町字壱ツ屋174番地

電話番号：076-277-1111

HP：<http://www.town.kawakita.ishikawa.jp/>

川北町商工会

住所：石川県能美郡川北町壱ツ屋93番地

電話番号：076-277-2133

HP：<https://kawakita.shoko.or.jp/>

【石川県川北町】 [創業支援等事業計画の概要](#)（令和元年6月12日認定）

認定連携 創業支援等事業者	川北町商工会、日本政策金融公庫、 地域金融機関（北國銀行、鶴来信用金庫）
創業支援策	・ワンストップ窓口 ・創業支援塾 ・金融支援 ・専門家派遣